

各部課等の長 様

下松市長 國 井 益 雄

令和5年度予算編成に関する基本方針

わが国の経済の先行きは、新型コロナウイルス感染症や資源価格上昇の影響等により、依然として見通しが立てにくい状況にあり、月例経済報告では、感染対策に万全を期し、経済社会活動の正常化が進む中で、各種政策の効果もあって景気が持ち直していくことが期待されているものの、物価上昇による家計や企業への影響や供給面での制約等に十分注意する必要があるとされております。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針2022 新しい資本主義へ～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～」において、官民が協働して、課題解決と経済成長を同時に実現しながら、経済社会の構造を変化に対してより強靱で持続可能なものに変革し、国際環境の変化への対応、地域活性化、防災・減災、国土強靱化に取り組んでいくとともに、強固で持続可能な経済・財政・社会保障制度の構築に向けた一体的な改革を継続していくこととしております。

本市においては、コロナ禍にもかかわらず、国税収入の底堅さから市税や地方交付税等の一般財源の下振れリスクは抑えられているものの、感染症や物価高騰が及ぼす影響等により、今後も先行き不透明な社会経済情勢が続くものと予測されます。

また、近年の自然災害等に係る危機管理やデジタル化の推進など、新たな行政需要や社会経済環境の変容は避けがたく、少子高齢化等の社会問題や地域活性化への課題を着実に前進させるためには行財政基盤の安定・強化と「選択と集中」による行財政運営が求められます。

市長として2期目の総仕上げの年度にあたり、これまで進めてきた豊井地区の新たな市街地形成の加速化、公共施設の再編等による施設マネジメントの強化、企業立地の促進や社会資源を活用した地域振興など「暮らしの安全・安心対策の充実・強化」、「産官民による魅力あるまちづくりの推進」に向けて、「オール下松」で「住みよさを実感できるまち」の実現に繋げてまいります。

予算編成にあたっては、将来にわたって持続可能な行財政運営を実現するため、「第6次下松市行財政改革推進計画」に基づいた収支均衡のとれた歳入・歳出構造改革を実践し、各部局内では、事業の優先度や必要性、効果を検証した上で、既存の事業等の統廃合、大胆な見直し等を図るなど行政コストの低減に取り組むほか、新たな財源確保など、改革意識を持った予算編成となるよう期待しております。

歳入・歳出予算の編成に関する事項

1 当初予算全体の考え方

(1) 本市の人口は横ばい傾向にあり、将来的な人口減少を起因とする市税をはじめとした一般財源の減少に備える必要がある。また、燃料費や光熱水費、更なる高齢化の進行による社会保障関係経費、公債費などの経常経費の増加に加え、公共施設やインフラの老朽化対策に要する費用の増加などにより、財政運営は一層厳しさを増すことが予想される。

職員一人一人が常に事業の費用対効果を意識し、委託事業を含めた既存の事業等の統合、大胆な見直し等を行い、将来にわたり持続可能な財政基盤の確立に向け積極的に取り組むこと。

(2) 令和5年度は、「財政構造の見直し指針」の仕上げの年であるものの、感染症対策や物価高騰の影響もあり、一般財源ベースで約2億5千万円の財源不足が見込まれる。このため、新たな財源確保や歳出削減を行い、財源不足額の抑制に努める必要がある。各部課等の予算要求においては、更なる事務事業の統廃合・見直し、物品調達方法の工夫などによる経費の削減を図り、前年度予算の一般財源3%を削減して要求すること。

(3) 各部課等においては、コスト意識を念頭に、「最少の経費で最大の効果を挙げる」ことを心掛け、事業の効果や必要性、優先度等を見極め、「選択と集中」の視点で事業を厳選し、必要費用を精査した上で要求を行うこと。

(4) 行財政改革を踏まえ、行政サービス体制（職員の配置等）の見直しも必至であるため、各部（局）内において、組織の見直しや事務の簡素化について積極的に取り組むこと。

(5) 総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略、実施計画や各種計画に採択された事業であっても、その予算化に際しては、後年度の財政負担等を十分検討し、優先度を付した上で計画的に要求すること。

(6) 各施設の修繕や改修等については、総合的なマネジメントの視点から、その効果や必要性、優先度等を見極め、必要に応じ、各施設の必要性や施設の廃止、集約化・複合化、地元への移管などを検討すること。

(7) 予算要求等の提出書類については、別紙「令和5年度当初予算要求書等の提出について」を参照のこと。

2 歳出予算

- (1) 各部課等において事務事業の必要性を評価した上で、ゼロベースからの積み上げを基本とすること。また、事業の大胆な見直し等を行うとともに優先順位を洗い出し、効果の薄れた事業や参加者の少ない事業などは厳しく精査し、事業終了期間の設定、事業の統廃合、縮小により歳出の削減を行うこと。
- (2) 前年度の不用額や流用状況等を分析し、新年度予算において多額の不用額や年度途中の流用等が生じないように、適正な額を見積もること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策経費（消耗品費等）については、「新型コロナウイルス感染症対策費」でまとめて計上するため、各課の費目とは分けること（別途通知）。ただし、国等の補助制度があるものや政策的な経費については、各課で予算計上すること。

3 歳入予算

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、今後の社会経済動向や制度改正の見通しなどに十分注視し、財源を的確に把握しつつ、適切かつ厳正に収入確保に努めること。
- (2) 従来、一般財源で対応していた事業についても、国・県の補助制度や各種団体の助成制度について積極的に情報収集を行い、活用を検討すること。
なお、補助事業を安易に受け入れた結果、多額の一般財源の持ち出しを要することがないように、緊急性やその効果等を十分検討すること。
- (3) 市税については、課税客体の的確な把握に努めるとともに、自立した財政運営の確立と負担の公平性の観点から、収納率向上や滞納額の縮減に努めること。市税以外の未収・滞納金についても同様であること。
- (4) 地方譲与税、地方交付税、地方消費税交付金等の交付金については、国の地方財政計画及び制度改正等を十分勘案の上、積算すること。
- (5) 分担金及び負担金、使用料及び手数料については、受益者負担の原則に立ち、適正な負担の確保に努めること。
- (6) 財産については、土地等の未利用財産について貸付や売却処分により有効活用を図り、収入の確保に努めること。また、広告料収入やネーミングライツなど、新たな収入の確保についても積極的に検討すること。

(7) 市債については、過度の将来負担とならないよう基礎的財政収支（プライマリーバランス）に留意し活用すること。

4 特別会計

(1) 特別会計については、一般会計と同様に歳入においては適正な収入確保に努めるとともに、歳出においても事業見込み等を的確に把握し、計画に基づいた繰出金となるよう見積ること。

(2) 特に、医療・介護等の特別会計については、給付費の適正化に向け、予防的視野に立ち、市民の健康維持増進に努める施策の推進を図るとともに事業の優先度並びに施策効果を検証すること。